

地方独立行政法人法の改正に伴う対応について（案）

1 概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第13次地方分権一括法）において、地方独立行政法人法の一部が改正（令和5年6月16日施行）され、公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価が廃止されたことを踏まえ、今後の評価のあり方を検討したい。

2 内容

（1）現状

毎年の年度計画の作成及び年度評価を実施は、公立大学法人及び地方公共団体の負担となっており、教育の質の向上や地域貢献に十分に取り組めない要因となっている。

（2）改正後

毎年の年度計画の作成及び年度評価の実施を廃止し、地域における高等教育機会の提供や、地域社会での知的・文化的拠点としての業務を充実など、公立大学が本来の役割に資する業務に一層取り組むことができようにするもの。併せて、適正な業務運営のための指標を追加することが盛り込まれている。

3 今後の対応

法改正の趣旨を踏まえ、これまでと同様の年度評価の実施は廃止するが、中期目標及び中期計画で掲げた取組の着実な実施を促す観点から、次のような評価に移行。

（1）年度評価

法改正後においても、4年後の中間評価及び6年後の最終評価については、これまでどおり評価委員会による評価を実施することになっていること及び大学教育の質の保証・向上を図ることを踏まえ、取組に対するPDCAサイクルを展開する機会の一助として、年度評価については、評価委員会に対して、取組状況の進捗報告を行う年度報告に移行。

（2）年度計画

年度計画については、年度報告を行うために、必要な範囲で作成。

（3）その他

年度報告や年度評価については、法改正の趣旨を踏まえ、内容を簡素なものにするなど、負担の軽減を重視（様式等については別途検討）。